### 情報公開制度運用状況の公表

小城市情報公開条例第35条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

### 1 実施機関別公開請求・公開申出状況

(単位:件)

						( <del>+</del>   <u>2</u> · 11 /	
	平成28年度						
実施機関		公開請求		公開申出		計	
		公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数	
総務部	1	160			1	160	
市民部							
福祉部	1	1			1	1	
産業部							
建設部	4	4			4	4	
会計局							
水道							
市民病院							
議会							
教育委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		165			6	165	
	実施機関 総務部市社部産業部会計局水道市民病院  具会員会 異委員会	実施機関     公開       件数       総務部     1       市民部     1       福祉部     1       建業部     4       会計局     水道       市民病院     5       母会     5       母会     5       員会     5       産評価審査委員会     6	実施機関     公開請求       件数     公文書数       総務部     1 160       市民部     1 1       福祉部     1 1       産業部     4 4       全計局     4 4       水道     市民病院       員会     日会       員会     日会       員会     日会       資金     日会       資金     日本       日本     日本	平成2       実施機関     公開請求     公開       件数     公文書数     件数       総務部     1 160       市民部     1 1       福祉部     1 1     1       産業部     4 4     4       会計局     4 4     4       水道     市民病院       員会     日会       員会     日会       百合     日会       百合     日本       日本     日本       日本	平成28年度       実施機関     公開請求     公開申出       件数     公文書数     件数     公文書数       総務部     1     160       市民部     1     1       産業部     4     4       会計局     4     4       水道     1     1       市民病院     1     1       母会     1     1       員会     1     1       員会     1     1       員会     1     1       百分     1     1       百分     1     1       日本     1     1	平成28年度       実施機関     公開請求     公開申出     課金       件数     公文書数     件数     公文書数     件数       総務部     1     160     1       市民部     1     1     1       産業部     2     4     4     4       会計局     4     4     4       水道     市民病院     4     4     4       買会     2     2     2       買会     2     2     2       員会     2     2     2       資会     2     2     2       資金     3     3     3     3       政事     3     4     4     4     4       公司     4     4     4     4     4       日本     5     4     4     4     4       日本     6     4     4	

(注)「公開請求」の対象となる公文書は、条例の施行日(平成17年3月1日)以降に作成され、又は取得した公文書で、「公開申出」の対象となる公文書は、条例の施行日以前に作成され、又は取得した公文書です。

### 2 実施機関別公開決定等の状況

(単位:件)

実施機関		公開請求 等の状況 (件数)	処理状況						
			公開	部分公開	非公開	(うち公文書 不存在によ る非公開)	取下げ		
	総務部	1	1						
市長	市民部								
	福祉部	1	1						
	産業部								
	建設部	4		4					
	会計局								
	水道								
	市民病院								
議会									
教育委員会									
選挙管理委員会									
監査委員		-							
農業委員会									
固定資産評価審査委員会									
計		6	2	4					

# 3 部分公開及び非公開の決定理由別内訳

(単<u>位:件)</u>

	<b></b>	決定理由							
	部 分 <sub>決</sub> 公	7条1号	7条2号	7条3号	7条4号	7条5号	7条6号	10条	
区分	決定件数公開及び非公開	る情報に関す	情報と関する	関する情報公共の安全等に	関する情報意思形成過程に	る情報・関す	法令秘情報	関する情報公文書の存否に	公文書不存在
部分公開	4	1		3					
非公開									

<sup>(</sup>注)部分公開及び非公開の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

## 4 審査請求の件数及びその処理状況

公開決定等に対する審査請求はありませんでした。